

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二六
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 二九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件三件 二九
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三〇
- 道路の区域を変更する件 三〇
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三六
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 三七

告 示

福島県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十一年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル原町店 福島県南相馬市原町区旭町三丁目六五番一号
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十一年十月二十三日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千二百六十四平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百五十一台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 九十四台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 百五十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 三か所
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時
 - 七 届出年月日
平成三十一年二月二十二日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿島西部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成三十一年三月六日から

同 月二十五日まで（二十日間）

- 三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高平中部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成三十一年三月六日から

同 月二十五日まで（二十日間）

- 三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 相馬郡新地町杉目字飯樋四九の七九、五二の一、五二の二七

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯樋四九の七九（次の図に示す部分に限る。）、五二の二七

(二) その他の森林については主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 相馬市山上字成沢一の一、一の一（次の図に示す部分に限る。）、二の一、二の三、二の一〇

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市坪田字大沢口一七五の一〇〇、一七五の一〇一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大沢口一七五の一〇〇（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷五〇一の一五、字金子塚五〇二の二三
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施設要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、川内村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道黒磯 棚倉線	東白川郡棚倉町大字戸 中字那須道国有林一 林班へ小班地先から 同 郡同 町大字戸 中字那須道国有林一 林班ろ小班地先まで	変更前	変更後	七・二、 三二・八	一、八四二・二
		七・二、 五五・八	一、八四二・二		

（道路計画課）

福島県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲

久保目1号	鷹ノ巣	曲藤	屋敷前	薬師堂	豊作	俵内	田中前	高内2号	高内1号	反田2号	反田1号	才竜地	古塙	小鯨
同 市遠野町入遠野字久保目	同 市遠野町深山田字小石平	いわき市遠野町大平字曲藤	同 郡同 町大字山際字屋敷	同 師堂 郡同 町大字中山本字薬	同 郡同 町大字八槻字豊作	同 郡同 町大字強梨字俵内	同 前 郡同 町大字富岡字田中	同 郡同 町大字戸中字高内	同 郡同 町大字戸中字高内	同 田 郡同 町大字仁公儀字反	同 田 郡同 町大字仁公儀字反	同 地 郡同 町大字富岡字才竜	同 塙 郡同 町大字下山本字古	同 鯨 郡同 町大字中山本字小
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

久保目2号	久保目3号	綱木	中野	羽黒	前田1号	前田2号	石畑	植木田1号	植木田3号	細畑	物見岡	鍛冶屋作1号	鍛冶屋作3号	鍛冶屋作4号
同 市遠野町入遠野字久保目	同 市遠野町入遠野字貝那夫	同 市遠野町入遠野字綱木	同 市遠野町入遠野字中野	同 市遠野町入遠野字羽黒	同 市遠野町入遠野字前田	同 市遠野町入遠野字前田	同 市遠野町大平字石畑	同 市遠野町大平字植木田	同 市遠野町大平字植木田	同 市遠野町大平字細畑	同 市遠野町大平字五反田	同 市遠野町上遠野字鍛冶屋	同 市遠野町上遠野字鍛冶屋	同 市遠野町上遠野字鍛冶屋
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬地方都市計画緑地事業 五号 釣師防災緑地
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年三月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十五年三月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十五年三月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称 浅川町土地改良区
- 退任した役員 氏名 住所
- 理事 須藤 一夫 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地
 - 同 近藤 勇 同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地
 - 同 遠藤 勝男 同 郡同 町大字染字中内一八一番地
 - 同 佐川 健二 同 郡同 町大字大草字滝ノ沢六番地
 - 同 小宅 公男 同 郡同 町大字里白石寺ノ前二三番地
 - 同 岡田 嘉孝 同 郡同 町大字山白石字橋上沢二五二番地
 - 同 関根 榮治 同 郡同 町大字袖山字袖山四八番地の一
 - 同 大河内 憲治 同 郡同 町大字太田輪字二渡二三番地の二
- 就任した役員 氏名 住所
- 理事 須藤 一夫 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

- 同 岡部 庫吉 同 郡同 町大字滝輪字蔵石二八番地
- 同 須藤 文雄 同 郡同 町大字大草字滝ノ沢一一七番地
- 同 小宅 公男 同 郡同 町大字里白石寺ノ前二三番地
- 同 生田目 源一 同 郡同 町大字山白石字破石一八四番地
- 同 近藤 勇 同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地
- 同 兼子 和憲 同 郡同 町大字蓑輪字坂ノ前四七番地
- 同 佐藤 博 同 郡同 町大字山白石字橋上沢一二〇番地

(農村計画課)

公告第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成三十一年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称 高木用水土地改良区
- 退任した役員 氏名 住所
- 理事 根本 博 本宮市高木字原一二番地一
 - 就任した役員 氏名 住所
 - 理事 根本 博 本宮市高木字大石二五番地三
 - 同 高橋 直市 同 市高木字赤木三〇七番地二

(農村計画課)

